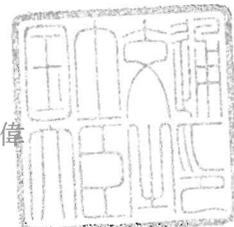


行政文書開示決定通知書

嶋津 暉之 様

国土交通大臣臨時代理

国務大臣 菅 義 偉



平成28年5月20日付けで請求され、同月23日付けで受け付けた行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事に係る事業認定に関する下記の資料

- (1) 平成28年3月4日、16日開催の社会資本整備審議会公共用地分科会の議事録
- (2) 平成28年3月4日、16日開催の社会資本整備審議会公共用地分科会の配付資料目録
- (3) 平成27年6月26日、27日開催の公聴会における公述人の公述時資料
- (4) 意見書及び公聴会における主な反対意見の要旨と当該意見に対する事業認定庁の考え方
- (5) 土地収用法第25条第1項に基づき提出された意見書
- (6) 平成27年6月26日、27日開催の公聴会に係る公述人申出書

請求文書名：

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事に係る事業認定に関する①～⑨の資料

- ①社会資本整備審議会公共用地分科会の議事録 2016年3月4日、3月16日
- ②社会資本整備審議会公共用地分科会の配付資料目録 2016年3月4日、3月16日
- ③土地収用法第22条の規定に基づく意見聴取とその回答
- ④公述人の公述時資料
- ⑤公述人質問への事業者の回答書
- ⑥意見書及び公聴会における反対意見と当該意見に対する事業認定庁の見解およびその説明資料
- ⑦意見書の一式
- ⑧公述人申出書の一式
- ⑨意見書の反対意見に対する事業者の回答

2 不開示とした部分とその理由

・開示文書（1）のうち、委員による意見の表明、交換、判断等に係る情報が含まれている部分は、公にすることにより、個別の議論を捉えて、個別の委員に対する非難等がなされるおそれがあり、社会資本整備審議会公共用地分科会における委員等の自由かつ率直な意見の表明、交換、判断等に影響を及ぼしかねず、土地収用法（昭和26年法律第219号）に基づく事業の認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第5条第6号の規定により不開示とした。

・開示文書（3）のうち、個人の氏名、住所に係る情報その他特定の個人を識別することができる情報については、法第5条第1号本文に規定する「個人に関する情報」であり、かつ、こ

れらは同号イ（法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報）、ロ（人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報）又はハ（当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行の内容に係る部分）のいずれにも該当しないものであることから、当該情報が記録されている部分を不開示とした。

また、当該文書のうち、特定の法人その他の団体（以下「法人等」という。）の名称については、当該法人等に対する見解が述べられている部分又は当該法人等の事業に関する情報が記載されている部分においては、当該法人等の名称を明らかにすることで当該法人等の正当な利益を害するおそれがあることから、法第5条第2号イに規定する「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があるため、不開示とした。

なお、公になっている他の情報と照合することにより明らかとなる個人の氏名その他の情報については、開示することとした。

・開示文書（5）のうち、個人の氏名、住所、電話番号、FAX番号、メールアドレスその他特定の個人を識別することができる情報については、法第5条第1号本文に規定する「個人に関する情報」であり、かつ、これらは同号イ（法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報）、ロ（人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報）又はハ（当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行の内容に係る部分）のいずれにも該当しないものであることから、当該情報が記録されている部分を不開示とした。

また、特定の法人等の名称、住所、電話番号及び法人等の代表者の氏名については、当該法人等の意見の表明が公にされることによって、個別の意見を捉えて当該法人等に対する非難等がなされるおそれがあることから、また、当該法人等に対する見解が述べられている部分又は当該法人等の事業に関する情報が記載されている部分においては、当該法人等の名称等を明らかにすることで、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあることから、法第5条第2号イに規定する「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があるため、当該情報が記録されている部分を不開示とした。

同様に、特定の個人又は特定の法人等を識別することができる情報については、当該文書が、事業認定庁が事業の認定に関する処分をするに当たって、広く利害関係人等の意見を把握し、公正妥当な判断を行うための資料となる意見書であるため、これらの情報を公にすることにより、特定の個人又は特定の法人等に対する非難等を避けるために、自由かつ率直な意見の表明等がなされないおそれがあり、土地収用法に基づく事業の認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第5条第6号柱書に規定する「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」にも該当するため、当該情報が記録されている部分を不開示とした。

なお、公になっている他の情報と照合することにより明らかとなる個人の氏名その他の情報については、開示することとした。

・開示文書（6）のうち、個人の氏名、住所、電話番号、FAX番号、メールアドレスその他特定の個人を識別することができる情報については、法第5条第1号本文に規定する「個人に関する情報」であり、かつ、これらは同号イ（法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報）、ロ（人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報）又はハ（当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行の内容に係る部分）のいずれにも該当しないものであることから、当該情報が記録されている部分を不開示とした。

特定の法人等の名称、住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス及び法人等の代表者の氏名については、当該法人等の意見の表明が公にされることによって、個別の意見を捉えて当該法人等に対する非難等がなされるおそれがあることから、また、当該法人等に対する見解を述べる部分又は当該法人等の事業に関する情報が記載されている部分においては、当該法人等の名称等を明らかにすることで、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあることから、法第5条第2号イに規定する「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があるため、当該情報が記録されている部分を不開示とした。

同様に、当該文書のうち、特定の個人又は特定の法人等を識別することができる情報について

は、当該文書が、事業認定庁が事業の認定に関する処分をするに当たって、広く利害関係人等の意見を把握し、公正妥当な判断を行うための資料となる公述申出書であるため、これらの情報を公にすることにより、特定の個人又は特定の法人等に対する非難等を避けるために、自由かつ率直な意見の表明等がなされないおそれがあり、土地収用法に基づく事業の認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第5条第6号柱書に規定する「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」にも該当するため、当該情報が記録されている部分を不開示とした。

なお、公になっている他の情報と照合することにより明らかとなる個人の氏名その他の情報については、開示することとした。

・請求文書③については、土地収用法第22条の規定に基づく意見聴取は実施しておらず当該文書は不存在のため、不開示とした。

・請求文書⑤については、保有しておらず不存在のため、不開示とした。

・請求文書⑥のうち、事業認定庁の見解の説明資料については作成・保有しておらず不存在のため、不開示とした。

・請求文書⑨については、当該文書は保有しておらず不存在のため、不開示とした。

※この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

※また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6ヶ月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

3 開示の実施の方法等

(1) 事務所における開示（閲覧又は写しの交付）を希望する場合

◇開示の実施を受けることができる日時及び場所

日時：この通知書を受け取った日から30日以内（土・日曜日、祝祭日を除く。）

（9:30～11:45、13:00～16:45）

場所：国土交通省大臣官房広報課情報公開窓口

（東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎第3号館 5階）

◇開示の手続き

- 1) 事前に、ご希望の日時を問い合わせ先までお知らせください。
- 2) 送付した別添「開示の実施方法等申出書」に必要事項を記入の上、ご持参ください。
- 3) 希望する開示の実施方法の（3）開示実施手数料分の収入印紙をご準備ください。

(2) 写しの送付を希望する場合

◇この通知書を受け取った日から30日以内に、以下の書類等を問い合わせ先まで提出（郵送）してください。

- 1) 希望する開示の実施方法の（3）開示実施手数料分の収入印紙を貼付した別添「開示の実施方法等申出書」
- 2) 文書の郵送料（開示決定文書全ての郵送を希望した場合）：

定形外郵便 100gまで 140円分の郵便切手

※「開示の実施方法等申出書」が到着した日から1週間後までに郵送する予定です。

(3) 開示実施手数料

行政文書の種類・数量等	開示の実施方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書全体について開示の実施を希望する場合の基本額(a)	開示実施手数料(b)※
A 4判文書 997枚	①閲覧	100枚までにつき100円	1000円	700円
	②スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をCD-Rに複写したものの交付付	CD-R1枚につき100円に、当該文書1枚毎に10円を加えた額	10070円	9770円

※ 開示実施手数料(b)・・・開示決定文書全ての開示の実施を希望する場合の基本額(a)－控除額(請求時に納付された開示請求手数料300円)

(4) その他の方法による開示の実施方法を希望する場合

(3) 以外による開示の実施(閲覧又は電磁的記録媒体(FD、CD-R、DVD-R)による開示の実施(文書又は図画をスキャナにより電子化したもの))を希望される場合は、「開示実施手数料」及び「郵送料」が異なりますので、開示の実施方法の申出をする前に、問い合わせ先へご連絡ください。

(5) その他

その他詳細は、同封の「説明事項」をご確認ください。

問い合わせ先 国土交通省大臣官房広報課情報公開室 TEL: 03-5253-8111 (代表)